

**令和6年度 鹿屋市「地域おこし協力隊」  
「地域農業サポーター」募集要項**

**【募集の背景・目的】**

本市では、高齢化や担い手不足の進行により、地域の農業・農村を守ってきた集落営農組織の存続・運営が難しい状況にあるため、集落営農組織の運営及び作業を支援し、自らも新規就農を目指し、地域農業の担い手として活躍が期待される方を、地域おこし協力隊員として募集します。

**【活動内容】**

- 1 集落営農組織の事務運営支援（事務・農作業）
  - ・集落営農組織の事務作業及びオペレーター業務（農業機械等の操作）の補助
- 2 集落営農組織運営・農業経営に必要な知識、技術の習得
  - ・オペレーターとして必要な免許・資格の取得（例：大特免許及びけん引免許（農耕車限定）、農業機械士、指導農業機械士、無人航空機操縦士など）
  - ・集落営農組織の運営全般に必要な知識の習得（例：農業簿記の基礎知識習得（農業簿記基礎講座の受講）、作業スケジュール管理方法）
  - ・農業経営に必要な知識・技術の習得（例：農業の基礎知識習得（農業基礎講座の受講）、県立農業大学校や農業法人等での研修を通して農作物栽培に必要な知識・技術の習得）
- 3 農業法人等での農作物栽培に必要な知識・技術の習得
- 4 協力隊員自らチャレンジしてみたい取組
- 5 その他、地域活性化のために必要な活動

**【応募対象者】**

- 1 隊員期間終了後、本市で定住・就農し、集落営農組織の設立・運営及び地域の農業を中心に担う農家として活躍できる人
- 2 地域に溶け込む意欲があり、地域住民とともに地域活動に取り組める人
- 3 心身が健康で、誠実に業務に取り組める人
- 4 現在、3大都市圏又は地方都市等（過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村）に居住し、採用後に住民票を鹿屋市に移動し居住できる人
- 5 普通自動車運転免許を取得している人（大特免許及びけん引免許（農耕車限定）の取得のためAT限定は原則不可です。隊員着任にあたっては限定解除手続きをお願いします。）
- 6 Word、Excel等の基本的な操作技術を有する人
- 7 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人

**【募集人数】**

地域おこし協力隊員 1名（家族を伴った着任可）

## 【勤務場所】

鹿屋市内の集落営農組織、農業法人、鹿屋市農業公社など

## 【勤務時間】

活動時間は、原則、平日の午前8時30分から午後5時までとしますが、集落営農組織等の会議・打合せ、作業状況の都合により、勤務時間を振り替える場合があります。

## 【休日】

休日は、原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日までの間としますが、勤務の都合（イベントへの参加等）で休日を振り替える場合があります。

その他、有給休暇及び特別休暇があります。

## 【雇用の形態及び期間】

- 1 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員として任用します。
- 2 採用期間は、採用日から令和7年3月31日までとし、原則として年度ごとに任用し、最長で令和9年7月31日まで延長できるものとします。  
※ 予算等の状況により延長しない場合があります。
- 3 隊員としてふさわしくないと判断した場合には、採用期間中であっても解任することができるものとします。

## 【報酬】

- 1 報酬月額 200,000 円
- 2 期末手当、勤勉手当、通勤手当

## 【待遇・福利厚生】

- 1 社会保険等（雇用保険、厚生年金、健康保険）に加入します。
- 2 隊員期間中の住居に係る家賃は、市が負担します。ただし、転居に係る費用や生活必需品、光熱水費等は自己負担となります。
- 3 活動に使用するパソコンは、市が貸与します。なお、出張等で車両が必要な場合は公用車を手配します。
- 4 活動に必要な消耗品等については、予算の範囲内で市が提供します。
- 5 活動に必要な旅費については、予算の範囲内で市が支給します。

## 【募集期間】

令和6年3月1日（金）～令和6年5月31日（金）必着

※ 応募受付期間は、延長することがあります。

## 【応募書類】

- 1 応募用紙・レポート（鹿屋市ホームページよりダウンロード）

- 2 住民票抄本（募集開始日以降に取得し、現在の状況を証明するもの）
- 3 普通自動車運転免許証の写し（両面）

### 【応募方法】

「鹿屋市地域おこし協力隊応募書類在中」と封筒に明記し、下記の提出場所へ郵送してください。

### 【提出場所・問い合わせ先】

鹿屋市農政課 地域おこし協力隊担当  
〒 893-8501  
鹿児島県鹿屋市共栄町 20 番 1 号  
電話：0994-31-1183 FAX：0994-43-2140  
e-mail nousei@city.kanoya.lg.jp

### 【選考の流れ】

- 1 第1次選考（書類選考）
  - ・選考後、審査結果をお知らせします。
  - ・合格通知後に市担当者とはオンラインによる事前面談を行います。活動内容や疑問に思うことなどをご確認ください。（選考面接ではありません）
- 2 第2次選考
  - ・第1次選考合格者を対象に、面接による選考を行います。
  - ・第2次選考審査前日の午後、希望者を対象に、協力隊活動への理解を深めることを目的に活動場所の視察や関係団体等の紹介、作業体験等を実施します。
  - ・原則、応募に要する経費、面接に要する経費等は、応募者の負担となります。
  - ・状況によっては、オンラインで面接を行う場合があります。
  - ・詳細については、対象者に別途連絡します。
- 3 最終選考結果
  - ・最終選考結果は、第2次選考審査後に文書で通知します。
- 4 採用決定
  - ・着任予定日は令和6年8月1日（募集時期により随時変更）としますが、採用予定者の事情も考慮のうえ、決定しますのでご相談ください。
  - ・採用決定後、活動内容の打ち合わせや任用手続等の連絡調整を行います。
  - ・なお、採用日に辞令書を交付します。

### 【本地域おこし協力隊員への支援】

隊員期間終了後の定住・就農に向け、以下について市が伴走支援を行います。

#### 1 就農に向けた支援

##### （1）農業法人等による技術研修

- ・農業法人等での農作業を通じ、様々な作物の栽培技術を習得できます。

##### （2）農業機械の操作・運搬、安全管理等に必要な資格取得

- ・ 県立農業大学校、その他教育機関での免許及び資格取得研修を受講できます。
- ・ 取得可能な免許等：大特免許及びけん引免許（農耕車限定）、農業機械士、指導農業機械士、無人航空機操縦士等

### （３）農業のスキルアップを図る各種研修への参加

- ・ 農業基礎講座、農業簿記基礎講座、その他県立農業大学校等が実施する各種研修を受講できます。

### （４）認定新規就農者の認定を受けるための「青年等就農計画」の作成

- ・ 青年等就農計画の作成時に農政課が全面的に支援します。
- ・ 認定新規就農者は、就農開始資金及び青年等就農資金などの国の支援制度を活用可能

### （５）経営開始資金の申請手続き

- ・ 国の制度で就農後の生活資金を支援します。（150万円/年・最大3年間）

### （６）認定農業者の認定を受けるための「経営改善計画」の作成

- ・ 認定新規就農者から認定農業者へステップアップ時に、経営改善計画の作成を農政課が全面的に支援します。
- ・ 認定農業者は、農業近代化資金や農業経営基盤強化資金などの制度資金の借り入れにメリットがあります。

### （７）農業機械等の導入に係る補助事業申請手続き

- ・ 新品や中古機械の導入時に、補助事業申請手続きを農政課が支援します。
- ・ 国の制度：経営発展支援事業 など
- ・ 市の制度：移住・定住者就農支援事業、農業未来バンク など

### （８）農地の取得・借用

- ・ 農業委員会の斡旋希望情報を活用した農地の情報提供、農地中間管理事業による貸借手続支援等

## 2 定住に向けた支援

### （１）移住後の住居確保

- ・ 空き家物件の紹介・斡旋等

### （２）地域コミュニティや集落営農組織との交流

## 3 その他、本市で営農・生活をする上で必要となる事項について、できる限り支援します。

### 【その他】

- 1 隊員のスキルアップのため、九州又は全国の隊員が集まる研修会等に参加できます。
- 2 隊員期間中に「定住に向けた研修等の経費」や、最終年度又は隊員期間終了翌年に市内で起業（就農）する場合に「起業に要する経費」に対する市の支援を受けることができます。
- 3 隊員期間終了後に鹿屋市に定住するための活動として副業を許可します。副業は、所定の届出を行ったうえで、勤務時間外に協力隊としての業務に支障のない範囲で行うものとしします。

#### 4 隊員期間終了後について

- (1) 鹿屋市で農業経営を開始していただきます。
- (2) 隊員期間終了から作物販売収入が入るまでの間、不安定な期間が発生することや、就農後すぐに、農業機械・資材等の購入が必要になる場合がありますので、就農時までにある程度の自己資金が必要です。
- (3) 就農後の農業所得等の目標 (例)

品 目	農業所得額	栽培スケジュール等の例
早期水稲	約 22,000 円/10 a	例) 3月下旬(植付)～8月下旬(収穫)、面積: 26ha
甘藷(でん粉用)	約 34,000 円/10 a	例) 3月下旬(植付)～11月下旬(収穫)、面積: 6 ha
甘藷(焼酎用)	約 63,000 円/10 a	例) 3月下旬(植付)～11月下旬(収穫)、面積: 7 ha
大根(秋まき)	約 89,000 円/10 a	例) 8月下旬(は種)～2月下旬(収穫)、面積: 7 ha
新ごぼう(秋まき)	約 111,000 円/10 a	例) 9月上旬(は種)～3月下旬(収穫)、面積: 2 ha
人参(秋まき)	約 138,000 円/10 a	例) 8月下旬(は種)～3月下旬(収穫)、面積: 1.5ha
ばれいしょ(春作)	約 138,000 円/10 a	例) 12月上旬(植付)～5月中旬(収穫)、面積: 3 ha
ばれいしょ(秋作)	約 150,000 円/10 a	例) 9月上旬(植付)～3月上旬(収穫)、面積: 1 ha

※令和2年度版 農業経営管理指導指標を参考に掲載

※一般的には、甘藷と大根・ごぼうなどの輪作作付けを行います。